

世界文化遺産部会委員

(令和2年4月9日現在)

(正委員)

佐藤 信 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

伊藤 毅 青山学院大学総合文化政策学部教授

池邊 このみ 千葉大学大学院園芸学研究科教授

岩本 渉 アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長

大森 洋子 久留米工業大学工学部教授

黒田 乃生 筑波大学芸術系教授

小浦 久子 神戸芸術工科大学大学院教授

佐々木 葉 早稲田大学教授

鈴木 淳 東京大学大学院教授

舘野 和己 大阪府立近つ飛鳥博物館長，
奈良女子大学大和・紀伊半島学研究所 古代学・聖地学研究センター特任教授

藤原 恵洋 九州大学大学院教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

本中 眞 前内閣官房内閣参事官

山田 幸正 東京都立大学プレミアムカレッジ 特任教授

(: 部会長、 : 部会長代理)

文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について

(令和2年8月3日 文化審議会世界文化遺産部会決定)

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和元年5月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

- 1．部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）世界文化遺産部会の設置について（令和2年4月 日文化審議会決定）
 - 2．調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件
 - （3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件
 - （4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
- 2．会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

- 3．会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
- 4．3．の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
- 5．登録傍聴人は、4．に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事録の公開）

- 6．議事録は公開とする。ただし、1．ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1．ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

- 7．会議資料は公開とする。ただし、1．ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

2 文 庁 第 1 0 0 0 号
令 和 2 年 諮 問 第 8 9 号

文 化 審 議 会

次に掲げる事項について，別添理由を添えて諮問します。

我が国の世界文化遺産の今後の在り方について

令 和 2 年 1 1 月 5 日

文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一

(理由)

世界遺産条約は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための遺産として保護するための協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和47年(1972)のユネスコ総会において採択されました。

我が国は、平成4年(1992)の世界遺産条約の締結以降、19件の文化遺産を世界遺産一覧表に記載することによって、人類の文化多様性及び固有性を表現することに貢献するとともに、特に明治以降、近代的な法体系のもとで確立してきた文化財保護法を基盤とした文化遺産の保護手法について世界と共有を図ってきました。また、世界遺産条約の作業指針の改定議論への参加や当該指針の付属資料にもなっている奈良文書を採択した世界文化遺産奈良コンファレンスの開催をはじめ、専門家間での国際的な議論への参画により、世界遺産制度の発展に寄与してきました。

これらの取組を通じて、諸外国における我が国の歴史・文化への理解促進や、国内における世界文化遺産に関する認知度の向上及び文化遺産に関する普及・啓発が進んできています。また、諸外国の世界文化遺産やその保護の取組に関して情報を得ることで、我が国の文化遺産の価値の新たな捉え方や保護に関する効果的な手法の導入につながりました。

世界遺産一覧表への記載が自治体をはじめとする関係者の多大な尽力や財政的負担のもとに実現されることもあり、世界文化遺産における自治体の存在感が増しています。地域コミュニティの参画を促しながら、自治体によって遺産がその価値を踏まえた適切な活用がなされれば、地域活性化をはじめとした多くの利点をもたらすものと考えられます。

このように、世界文化遺産に係る取組を推進することは国際的にも国内的にも意義深いと考えられる一方で、世界文化遺産の数が増加すると同時に、近年、世界文化遺産を取り巻く状況は複雑化し、各国に

において様々な課題が生じています。世界遺産委員会では、開発や紛争・災害等により、世界文化遺産の価値に影響が及んでいる様々な事例に関して、その保存・活用の在り方について議論が行われています。

我が国においても、過疎化・少子高齢化等に伴う保存・活用の担い手の減少や、資産内外における開発行為等への対応、複数の構成資産から成る遺産における行政区域を越えた多様な関係者の連携など、世界文化遺産の持続可能な保存・活用について様々な課題があります。

世界の文化遺産等の保護・保全が「持続可能な開発目標」の中に位置づけられていること等の大局も踏まえ、今後も、世界遺産条約の締約国として世界遺産一覧表の多様性・信頼性の向上に寄与しつつ、記載された世界文化遺産の適切かつ持続的な保護やその価値の発信に取り組み、遺産を着実に次世代へ継承していくことにより、世界及び日本の文化の発展に寄与することが重要です。

以上を踏まえ、世界遺産制度を取り巻く現状及び課題について検討し、我が国における今後の世界文化遺産の在り方について整理することが必要であることから、諮問を行うものであります。

具体的には以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、世界遺産一覧表に文化遺産が記載されることの意義について御審議をお願いいたします。

第二に、登録された世界文化遺産の持続可能な保存・活用の在り方について、以下の事項などについて御審議をお願いいたします。

管理体制

開発事業等への対応

災害等からの復旧や防災対策

地域コミュニティの重要性

来訪者管理（新型コロナウイルス対策の観点も含む）

地域への貢献
情報発信

第三に，世界遺産一覧表における文化遺産の充実に向けた取組について，以下の事項などについて御審議をお願いします。

世界遺産一覧表の多様性への貢献や持続可能な保存・活用に鑑みた推薦すべき資産の考え方

国内の審査の在り方

推薦書提出後の諮問機関（イコモス）による審査等への対応の在り方

第四に，上記御審議の結果を踏まえ，必要に応じて，暫定一覧表見直しについても御審議をお願いいたします。

以上が当面，御審議をお願いしたい事項であります。これらに関連する事項を含めて，我が国の世界文化遺産の今後の在り方に関連し，必要な事項について幅広く御検討いただくようお願いいたします。